

企画提案仕様書（１）

1 件名

ごみ排出実態調査業務委託

2 業務目的

ごみの減量や一般廃棄物の適正処理を推進するための施策を長期的・総合的視点から体系的に明らかにする江東区一般廃棄物処理基本計画（以下「計画」という。）の改定にあたり、本区の一般廃棄物の発生・排出の実態を調査分析するとともに将来推計を行い、計画策定のための基礎資料として使用することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日（令和7年10月予定）から令和8年3月31日（火）まで

4 委託上限額

8,936,950円（税込）

5 委託業務内容

「企画提案仕様書」（２）で定める「江東区一般廃棄物処理基本計画改定業務委託」の業務内容と密接な関係性があるため、計画策定業務も含めた提案内容について審査を行う。ただし、必ずしも計画策定の業務委託まで確約するものではないので注意すること。

1. 家庭ごみ排出原単位調査

（１）調査内容等

① 調査目的

家庭から排出されるごみの量を把握する。また、世帯人数別の排出量（排出原単位）及び一人当たりの排出量（排出原単位）を把握する。

② 調査対象

区が指定する集積所に排出される燃やすごみとする。

③ 調査方法

地域特性や住居形態などの特徴から、平均的なデータが取れるよう地域を設定し、設定した地域のごみ集積所でごみ排出者からごみを預かって重量調査及び原単位算出のための簡単な基礎情報の聞き取り調査を行う。

なお、各作業工程において作業状況記録のために記録写真を撮影し、後日提出すること。

④ 調査サンプル数・実施期間

- ・地域別 6 地域程度
- ・燃やすごみ 600 サンプル
- ・期間は 2 週間程度。実施時期は、受託者と調整し決定する。

⑤ 明らかにする事項

区内の家庭から排出される燃やすごみについての、世帯人数別の 1 日当たり排出量、一人 1 日当たり排出量

(2) ごみ量等の将来推計

人口動態や産業動向その他公的数値等を活用して、家庭ごみ及び事業系ごみの令和 21 年度までの将来推計を行う。

(3) 調査結果・分析報告書

提出媒体：CD-R 及び提出データ一式をプリントアウトした紙文書 1 部

- ① 提出データ形式：PDF データ及び編集が可能なデータ形式 (Microsoft 社製の Word、Excel 及び PowerPoint 等)
- ② 報告書の著作権は江東区に帰属するものとする。
- ③ 調査結果・分析報告書を作成する前に、調査後 1 か月後を目途に調査結果を集計して提出するものとする。
- ④ 調査結果・分析報告書提出後も、令和 8 年度末までは調査内容に関する照会に応じなければならない。

(4) その他資料

- ① 集計データや分析等に使用したデータ・情報は電子媒体 (CD-R 等) で提供することとし、引用した数値等は出典を明らかにすること。
- ② その他、業務の際に作成した資料等で、区職員が指示するものを電子媒体等で提出すること。

(5) 個人情報の取扱いについて

別紙「個人情報の取扱いに関する特記条項」のとおり。

本委託の履行に当たり、受託者は江東区情報セキュリティポリシー及びその他関係法令を遵守すること。

(6) 成果物

成果物の著作権及び所有権は、全て区に帰属するものとし、受託者は区の許可なく、成果物の使用及び複製をしないこと。

(7) その他

正式な業務内容等については、委託事業者選定後に、双方協議の上、仕様

を定める。

過年度納品物等を区から必要に応じて提供する。

2. 区民・事業所アンケート調査

(1) 調査内容等

① 調査目的

区民・事業所のごみ問題や5Rに関する行動や意識・意向を把握する。

② 調査方法

郵送調査を行う。

ア 受託者は、令和7年12月中旬を目途に郵送物一式を発送し、調査を開始する。

イ 調査票の送付先は区とし、区は回収したアンケートを受託者に渡す。

ウ 受託者は、回答結果をデータ化し、集計を行う。

③ 調査対象

ア 区民 18歳以上の区内在住者（区にて無作為抽出）

イ 事業所 区内事業者

④ 調査人数・事業者数

ア 区民 2,000人

イ 事業所 2,000か所

(2) 委託業務内容

① 設問作成業務

ア 受託者は、「江東区一般廃棄物処理基本計画（令和4年3月）」の趣旨を十分理解し、設問案を作成する。設問作成の際、別紙資料1『江東区家庭ごみアンケート調査票』及び別紙資料2『江東区事業所ごみアンケート調査票』を参考にすること。

イ 受託者は、区と協議しながら、設問の設計・編集を行う。

② 送付物作成業務

ア 送付文 4,000部
(区民用：2,000部、事業所用：2,000部)

イ 調査票 4,000部
(区民用：2,000部、事業所用：2,000部)

ウ 送付用封筒 4,000部

エ 返信用封筒 4,000部

③ 送付物発送業務

ア 受託者は、送付用封筒に送付文、調査票及び返信用封筒を封入し、区が提供する宛名ラベルを貼り付けて調査開始日までに発送する。なお、

発送に係る郵便料（送付・返信）は受託者が負担するものとする。
イ 返信用封筒の送付先は区とし、区は回収した調査票を受託者に渡す。
受託者は、区から受領した調査票の開封作業を行う。

(3) 調査結果・分析報告書

提出媒体：CD-R 及び提出データ一式をプリントアウトした紙文書 1 部

- ① 提出データ形式：PDF データ及び編集が可能なデータ形式（Microsoft 社製の Word、Excel 及び PowerPoint 等）
- ② 報告書の著作権は江東区に帰属するものとする。
- ③ 調査結果・分析報告書を作成する前に、調査後 1 か月後を目途に調査結果を集計して提出するものとする。
- ④ 調査結果・分析報告書提出後も、令和 8 年度末までは調査内容に関する照会に応じなければならない。

(4) その他資料

- ① 集計データや分析等に使用したデータ・情報は電子媒体（CD-R 等）で提供することとし、引用した数値等は出典を明らかにすること。
- ② その他、業務の際に作成した資料等で、区職員が指示するものを電子媒体等で提出すること。

(5) 個人情報の取扱いについて

別紙「個人情報の取扱いに関する特記条項」のとおり。

本委託の履行に当たり、受託者は江東区情報セキュリティポリシー及びその他関係法令を遵守すること。

(6) 成果物

成果物の著作権及び所有権は、全て区に帰属するものとし、受託者は区の許可なく、成果物の使用及び複製をしないこと。

(7) その他

正式な業務内容等については、委託事業者選定後に、双方協議の上、仕様を定める。

過年度納品物等を区から必要に応じて提供する。

調査対象者の宛名用ラベルについては区が用意する。

6 納入場所

江東区役所

7 支払方法

業務完了後一括払い

8 権利譲渡の禁止

受託者は、第三者に対し、本業務についての権利を譲渡してはならない。

9 損害賠償

委託業務の履行にあたり、受託者又は本委託業務の一部の委託先の責めに帰すべき事由により区又は第三者に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償するものとする。

10 契約の解除

受託者がこの仕様書に定める事項を履行しないとき、区はこの契約を解除することができる。契約解除により、区又は第三者に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償するものとする。

11 その他

- (1) 受託者は、常に区担当者との連絡を密にし、業務の進捗に支障のないようにすること。
- (2) この仕様書に定めのない事項または疑義がある場合は、その都度、双方協議のうえ、実施するものとする。
- (3) 本業務委託が完了し、成果品の納品後、内容に不備または不完全が発見された場合には、受託者の責任において補正を行うこととする。
- (4) 既に公表されているものを除き、受託者が業務に関して知り得たすべての情報は区に帰属するものであり、漏洩の防止その他適正に管理しなければならない。また、区が貸与する資料等は万全の注意を持って保管し、委託期間終了後は速やかに返却すること。
- (5) 受託者は専門の技術者をもって秩序正しい業務を行うとともに、高度な技術を要する部門については、相応な経験を有する技術者を配置する。

12 問い合わせ先

江東区環境清掃部清掃リサイクル課清掃リサイクル係
TEL：03-3647-9181